

小松加賀環境衛生事務組合議会公印規則

昭和53年12月1日
議会規則第3号

改正 昭和56年12月21日議会規則第1号
改正 昭和57年12月11日議会規則第2号

第1条 この規則は、小松加賀環境衛生事務組合議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規則において、公印とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

第3条 公印の名称、様式、書体、寸法、個数、保管者及び用途は、別表のとおりとする。

第4条 公印の保管、使用についてはその保管者が責任を負うものとする。

2 保管者は、公印台帳（別記様式第1号）を備え、公印の作成、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

第5条 公印を作成、改刻又は廃止しようとするときは、議長の決裁を受けなければならない。

第6条 公印を使用するときは、決裁済みの原議書及び押印を必要とする文書その他を保管者に呈示し、承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

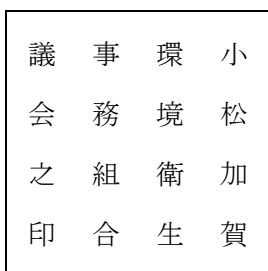
附 則（昭和57年議会規則第2号）

この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

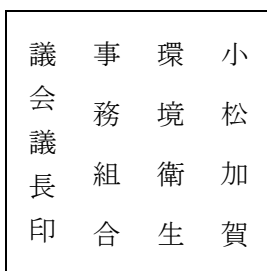
別表（第3条関係）

名称 種類	様式	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途
議会印	イ	てん書	方 27	1	事務局長	表彰，ほう賞及び 議会名をもってす る文書
議長印	ロ	〃	方 24	1	〃	表彰，ほう賞，辞 令及び議長名をも ってする文書
副議長印	ハ	〃	方 24	1	〃	副議長名をもって する文書

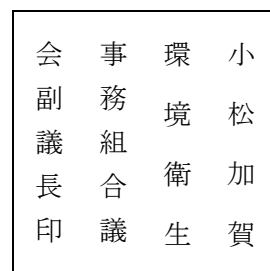
イ



ロ



ハ



別記様式第1号（第4条関係）

公 印 台 帳

種 別		名 称		印 影
書 体		寸 法		
印 材		個 数		
用 途		保 管 者		
調 整		改 刻		
廃 止				
備 考				